

◎ 公認審判員制度に関する早見表

I. 公認審判員の資格条件（以下全て日本連盟会員登録者に限る）

マスターレフェリー	1. 連盟または支部が主催する大会のレフェリーとして審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力がある。 2. 競技規則および審判の要領に精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導並びに養成を行う能力がある。 3. 1級審判員と認定されており、50才以上の人格・見識にすぐれた者。
マスターアンパイヤー	1. 連盟または支部が主催する大会のアンパイヤーとしてその責を果たす能力がある。 2. 2級審判員として認定されており、50才以上の人格見識に優れた者。
1 級	1. 連盟・支部が主催する大会のレフェリーとしての能力がある。 2. ハンドブックに精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導・養成を行う能力がある。 3. 2級審判員としての経験が4年を越える。
2 級	1. 連盟・支部が主催する大会のアンパイヤーとしての能力がある。 2. 認定される日現在で年齢満15才以上である。
ジュニア	1. 小学生・中学生大会でアンパイヤーとして の能力がある。 2. 認定される日現在で、 小学校4年生以上・中学生である。 日本連盟または支部が主催する大会のアンパイヤーとして能力を有する者 小学生または中学生である者

（注）ジュニア審判員は中学を卒業すると同時に2級審判員の切り替え手続きをしなければならない。

II. 資格更新の条件（その前の有効年限から連続しなければならない）

マスターレフェリー マスターアンパイヤー	1. 終身の資格であり更新は不要とする。 2. 研修会への参加は本人の意思でもって出来る。
1 級	1. 年間3日以上、連盟が主催する大会のレフェリー・アンパイヤーをつとめること。 2. 連盟が指定する研修会に参加して審査を受け適当と認められること。
2 級	1. 年間3日以上、連盟が主催する大会のアンパイヤーをつとめること。 2. 連盟が指定する研修会に参加して審査を受け適当と認められること。

* 有効期限が過ぎた場合は、全て新規取得の扱いとなりますので注意して下さい！！

III. 検定会・研修会の参加、認定・更新の手続きと経費

資 格	講習のみの受講料	更新手続き料	認定手続き料
マスターレフェリー	1000円		30000円
マスターアンパイヤー	1000円		20000円
1級	1000円	6000円	8000円
2級	1000円	3000円	4000円
高校生	500円	1500円（注）	2500円
ジュニア	500円		1000円

（注）高校生の更新とはジュニアからの変更を言います

* 講習会の日程、場所については変更が考えられるため、事前に事務局に確認してください！ HP上にもUPしています

* 府連盟主催の大会は、一部大会を除き、2級審判員資格を必須、また選手審判制が用いられることが多いことから、正しい競技規則及び審判規則に従い、円滑に審判を行うために取得するようお願いします。

○ 2級審判員資格の取得方法

・府連盟主催の審判講習会に参加し、競技規則及び審判実技の講習を受け、筆記試験に合格し、日連に申請・認定されると、2級審判員としての資格を得ることになります。